



平成28年11月18日

各 位

会社名株式会社ディア・ライフ  
代表者名代表取締役社長 阿部 幸広  
(コード番号：3245 東証第1部)  
問合せ先取締役管理ユニット長 清水誠一  
電話番号03-5210-3721

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成28年12月21日開催予定の第12回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 取締役の員数の変更

経営体制の強化充実を図るため、定款第18条（員数）の取締役の員数を7名から10名に変更するものであります。

##### (2) 社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する変更

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、今後も社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保できるよう、社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結することができる規定を新設するものであります。

なお、定款変更案第28条の（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

##### (3) 条数の繰り下げ

上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します）

現行定款	変更案
第1条～第17条（条文省略）	第1条～第17条（現行どおり）



現行定款	変更案
<p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、7 名以内とする。</p> <p>第 19 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 28 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 37 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>10</u> 名以内とする。</p> <p>第 19 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 28 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第 29 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 38 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第 39 条～第 44 条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 28 年 12 月 21 日

定款変更の効力発生日 (予定)

平成 28 年 12 月 21 日

以 上